

甲府市社会福祉協議会評議員の費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人甲府市社会福祉協議会の評議員に対する費用弁償の額並びに支給について定めることを目的とする。

(費用弁償額等)

第2条 評議員の費用弁償の額は、日額2,000円とし、評議員会等に出席した場合に支給する。ただし、評議員のうち甲府市職員については支給しない。

(改 廃)

第3条 この規程を改廃しようとするときは、評議員会の決議を得なければならない。

附 則

- 1 従前の甲府市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程は、廃止する。
- 2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。